

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都府向日市鶏冠井町四ノ坪23					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	東洋ライト株式会社					
事業者の主たる業種	その他の化学工業					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	20年 4月 ~ 23年 3月					
基本方針	資源、エネルギーの効率的な利用に取り組み、生産活動において生産性、品質等の向上によりエネルギーを含む資源の節約を図り、限りある地球資源の保全に努める。					
推進体制	環境管理責任者を設け環境マネジメントシステムを確立し実施維持する。					
	環境マネジメントシステム名称	QAIC/J P/0037				
	適用範囲	合成樹脂積層成形品製造販売				
	取得年月日	2007年12月				
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	20~22	製造部門、ボイラー	省エネルギー対策を計り原単位当たり平成22年度に5%の削減を目標とする。（平成17年度よりの10%の削減とする）			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	5,192 t	5,970 t	15.0 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 5,192 t	*2 5,970 t	15.0 %		
目標設定の考え方	平成19年度の基準年度から平成22年度の目標は排出量の計画は15%UPとなるが、但し原単位当りの排出量は-5%の削減となる					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
	向日町工場	二酸化炭素換算/t o n	211.66	201.37	-4.9 %	
		生産出荷金額/億円				
	福知山工場	二酸化炭素換算/t o n	477.58	476.44	-0.2 %	
生産出荷金額/億円						
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	生産量及び出荷金額の増加を計り原単位当りの温室効果ガス排出量を-5%の削減を目標とする					
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等	（二酸化炭素換算）			
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m <sup>3</sup>	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）		t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）		t
削減量等合計				*3 t		
差引排出量 （排出合計-削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）			
	*1 5,192 t	*2-(*3) 5,970 t	15 %			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動						
特記事項	平成19年度は受注の急激な落ち込みによる生産調整を行いエネルギー使用量の大幅な低下があり、エネルギー削減の効果が反映されなかった、今後の計画としては温室効果ガス排出削減の為、ボイラー設備の更新計画の予定をしている、（A重油から都市ガスへの変更及びボイラー効率の改善）実績としては平成17年度（前回基準）からは-38%の削減となっている、					

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。  
 5 「特記事項」には、平成22年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達を採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。